

第3次千葉市学校教育推進計画 第6次千葉市生涯学習推進計画

概要版

序 章

1 千葉市の教育行政について [P2]

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年度に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るため、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、第2次を経て様々な施策に取り組んできました。

同様に、生涯学習については、平成5年度に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年度から第5次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るために、様々な施策に取り組んできました。

一方、中長期的な市政運営の基本指針となる「千葉市基本計画」（計画期間：令和5年度～令和14年度）が策定されるとともに、国において次期「教育振興基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）の策定が進められています。

本市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、次期「教育振興基本計画」踏まえるとともに、「千葉市基本計画」との整合性を考慮しながら策定しました。この2つの計画に沿って、本市の現状に即した教育行政に取り組んでまいります。

1 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

(2) 本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めます。

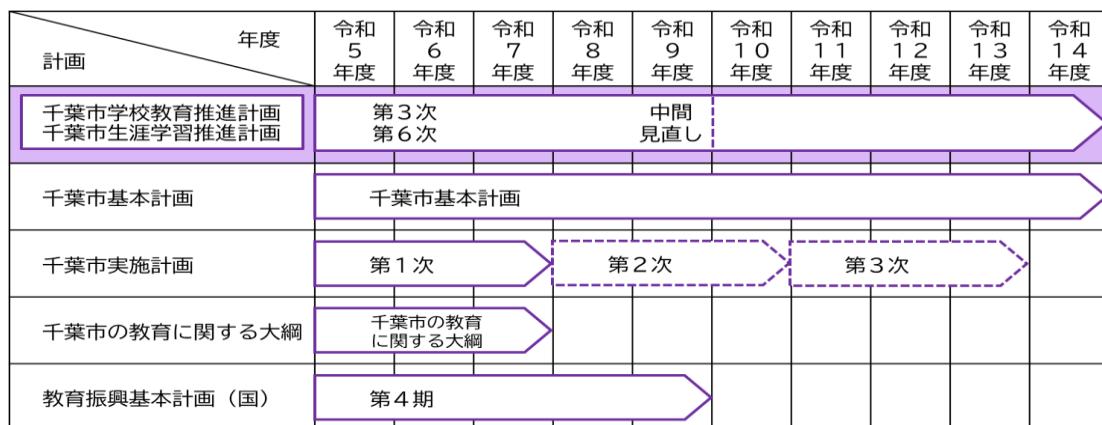
(3) 千葉市の教育に関する大綱との調和

地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされています。

本市の「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

2 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示することであること、また、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）の計画が令和5年度からあることを踏まえつつ、「千葉市基本計画」（令和5年度～令和14年度）との整合を図るために、市基本計画と同じ10年間とします。ただし、令和9年度に中間見直しを図ります。また、社会状況の変化等から、必要に応じて中途での部分修正を行うこともあります。



3 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の推進

(1) PDCAサイクルに基づき計画の進行を管理します。

計画（P）、実施（D）、確認・評価（C）、改善行動（A）へと続くマネジメントを、適切に行います。

(2) 中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が10年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度（令和9年度）での見直しを行うこととします。

第1章 第3次千葉市学校教育推進計画

総 論

1 現状と課題 [P8]

【「第2次学校教育推進計画 事務点検・評価」より】

(1)「学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合」

中2については増加していますが、小3及び小5については横這いです。また、「学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合」は、中2については増加していますが、小3及び小5については減少傾向です。

(2)「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」

小6及び中3ともに減少傾向にあり、特に中3については、全国平均と比較して低い値です。

(3)「人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合」

「地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合」と共に増加傾向です。

(4)「体力や運動習慣、朝食喫食率等」

健やかな体の育成に関する指標については、全国平均や県平均と比較して総じて良好な状況です。

2 保護者や教職員の意識について [P25]

最近の子どもの印象としては、「明るく元気だ」、「優しさや思いやりがある」、「社会のきまりや約束したことを守っている」、「何事もまじめに取り組むことができる」が上位に挙げられています。

一方これから社会を生きるために子どもに特に必要な能力として、コミュニケーション能力や他者を思いやる心などをはじめとした知・徳・体に係る基本的な力が大切であると考えている人が多い結果でした。

3 第3次計画策定について [P30]

1 第3次計画策定の基本方針

(1)第2次計画の課題への対応

単なる施策の羅列にせず、本市の教育が目指すべきものをしっかりと見据えた上で、その実現のための計画となるよう再構築しました。

(2)第2次計画の継承

「目指すべき子どもの姿」及び「教育目標」については、第1次千葉市学校教育推進計画から第2次計画に継承しており、公教育の安定性・継続性を踏まえ、第3次計画においても基本的に継承します。（本市の次期基本計画を踏まえ、「チャレンジする子ども」を「未来を拓く子ども」に修正。）

「目指すべき子どもの姿」夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

「教育目標」自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

(3)第3次計画の構成

・計画の体系化 ・主観指標の在り方 ・施策の精選 ・施策の大括り化
・P D C Aサイクル等に基づく計画の点検・評価

2 第3次計画が目指す学校教育の姿

本市で育つ全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し伸ばすとともに、一人一人が夢を持ち、多様な人々と協働しながら様々な困難をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、取組を進めていきます。

3 第3次計画策定において留意すべき事項

(1)人間尊重 (2)人権尊重 (3)すべては子どもたちのために (4)主体性 (5)多様性
(6)新しいスタイルの学校教育 (7)持続可能性 (8)学校・家庭・地域・行政の連携・協働
(9)行政資源の最大限の有効活用

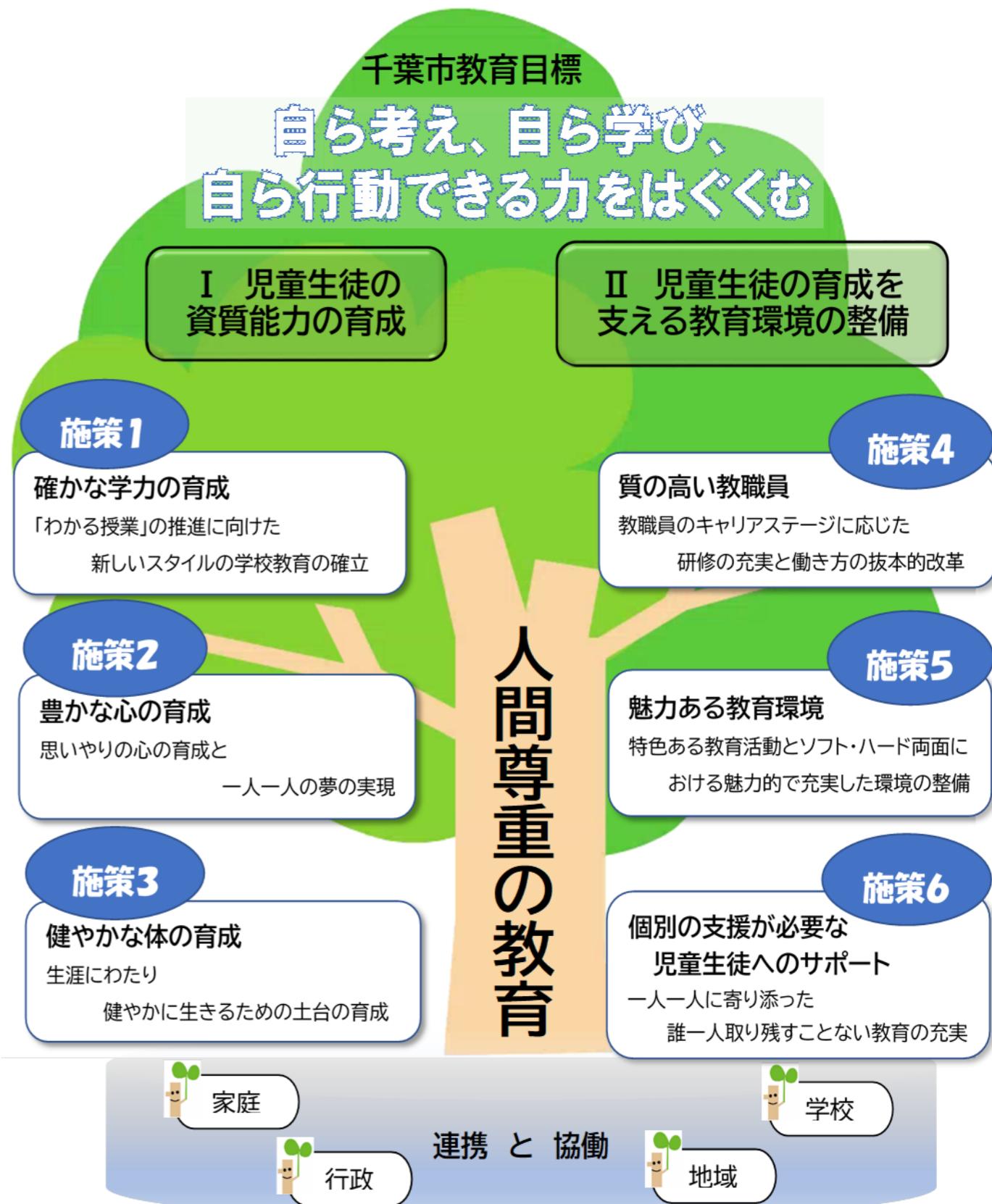
4 第3次計画の全体像 [P34]

まず、教育目標である「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」ために必要な資質・能力として、「1確かな学力」、「2豊かな心」、「3健やかな体」の3つを柱として設定しその育成に努めます。また、それらの育成を支えるのは、「4質の高い教職員」と「5魅力ある教育環境」の両輪であると考え、これらを柱として設定し、家庭・地域との連携を基盤に取組を進めます。さらに、「6個別の支援が必要な児童生徒へのサポート」を柱として設定し、誰一人取り残すことのない環境の実現を目指していきます。

以上の6つの柱を設定するとともに、計画を体系的に捉えられるよう、6つの柱を「I児童生徒の資質能力の育成について」と「II児童生徒の育成を支える教育環境の整備について」の2つに分類しました。

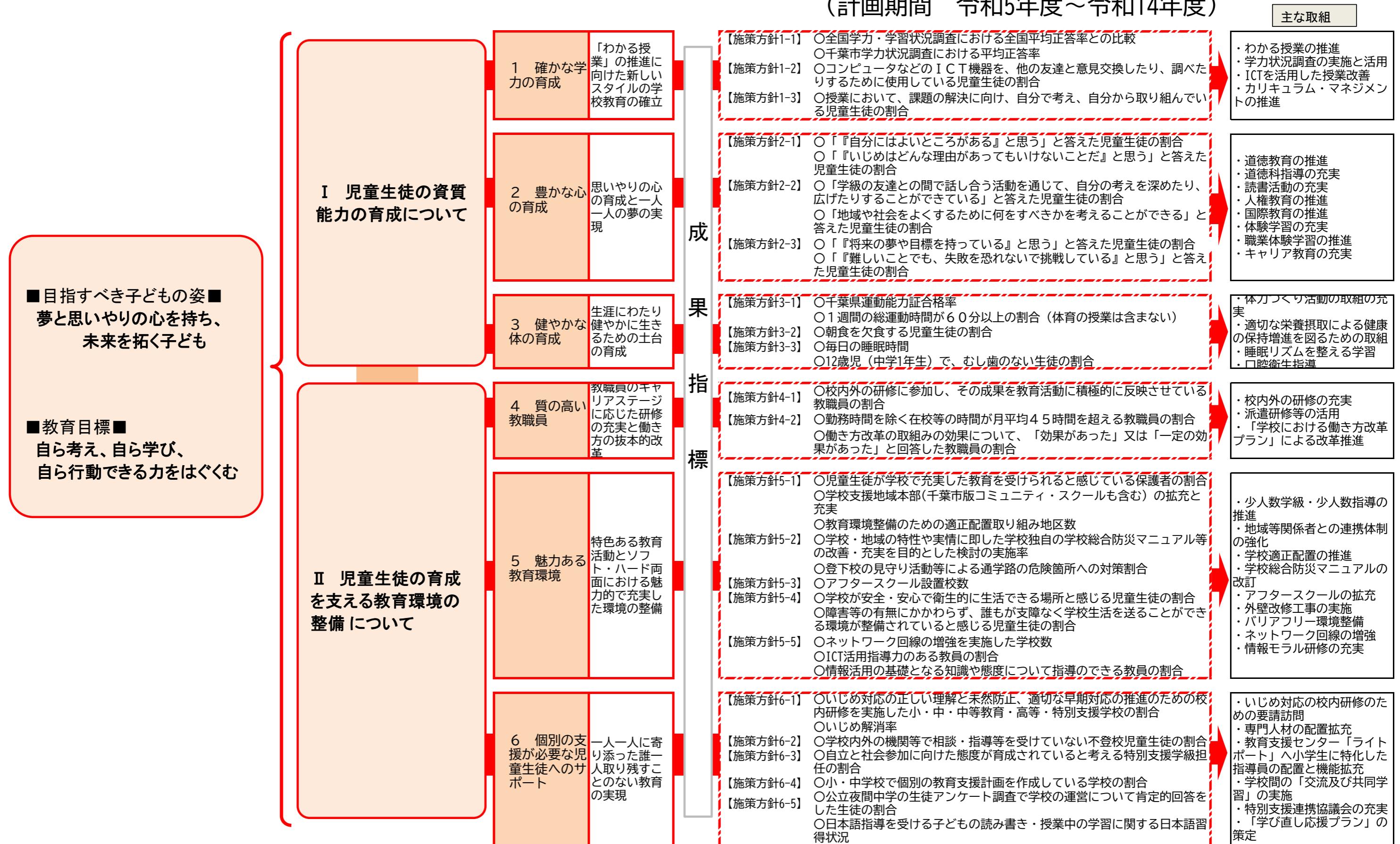
6つの柱 で 夢と思いやりの心を持ち、

未来を拓く子ども を育成します



第3次学校教育推進計画の施策体系図

(計画期間 令和5年度～令和14年度)



第2章 第6次千葉市生涯学習推進計画

総論

1 生涯学習の理念 [P118]

生涯学習は、一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（教育基本法第3条）

(1) 生涯学習の意味

生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意志に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。

(2) 生涯学習の種類

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、クリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行われるものです。

2 現状と課題 [P119]

- (1) 生涯学習の普及啓発については、多くの市民が生涯学習に関心を持っており、市民ニーズに応えた各種事業を実施するとともに、様々な媒体を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりに努める必要があります。
- (2) 学習環境の整備については、感染症拡大防止による利用制限等もあり、利用しやすさに関する市民の満足度が目標に達しませんでした。施設の整備等を図り利用しやすい学習環境づくりに努める必要があります。
- (3) 市民ニーズに対応した学習機会の提供については、公民館主催講座の受講者においては高い満足度を示しており、ニーズ等を踏まえた上で、講座内容や実施回数を充実し、満足度の向上を図る必要があります。
- (4) 地域の担い手となる人材育成や、学習成果の活用機会の提供については、感染症拡大の影響を受けましたが、活動に関する講座の充実や活動の周知、ニーズのマッチングなどの施策を進める必要があります。

3 生涯学習に関する市民の意識について [P122]

- (1) 生涯学習活動を個人の成長と捉える市民が多くなっています。
- (2) 生涯学習に関する情報入手のツールとしてインターネットをあげる方が多くなっています。また、だれでも気軽に参加できる行事やイベントのニーズがあります。
- (3) 市の歴史や文化財をはじめ、身近な地域のさまざまなものに愛着を感じています。
- (4) 学習成果が地域に十分に還元されているとは言えない結果となっている。

4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について [P130]

1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針

(1) 第5次千葉市生涯学習推進計画の課題への対応

単なる施策の羅列にせず、本市の教育が目指すべきものをしっかりと見据えた上で、その実現のための計画となるよう再構築しました。

(2) 第5次千葉市生涯学習推進計画からの継承

これまでの本市の生涯学習推進計画は、教育基本法第3条で規定されている生涯学習の理念をめざした計画を継承しており、第6次千葉市生涯学習推進計画においても基本的に継承します。

また、急速に変化する社会において、新しい時代の課題に対応するため、「あらたな視点」を取り入れるとともに、市民の学びを支え、その成果を適切に生かせる環境づくりをめざします。

2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点

- (1) I C T機器を利用できる者とできない者の格差（デジタルデバイド）の解消を図ります。
- (2) 新型感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり地域課題に向けて共に学びあつたりする機会の充実を図ります。
- (3) 持続可能な開発目標（SDGs）の目標4「質の高い教育をみんなに」の目標達成に貢献するとともに、17の目標すべてのゴールを意識した施策を展開します。

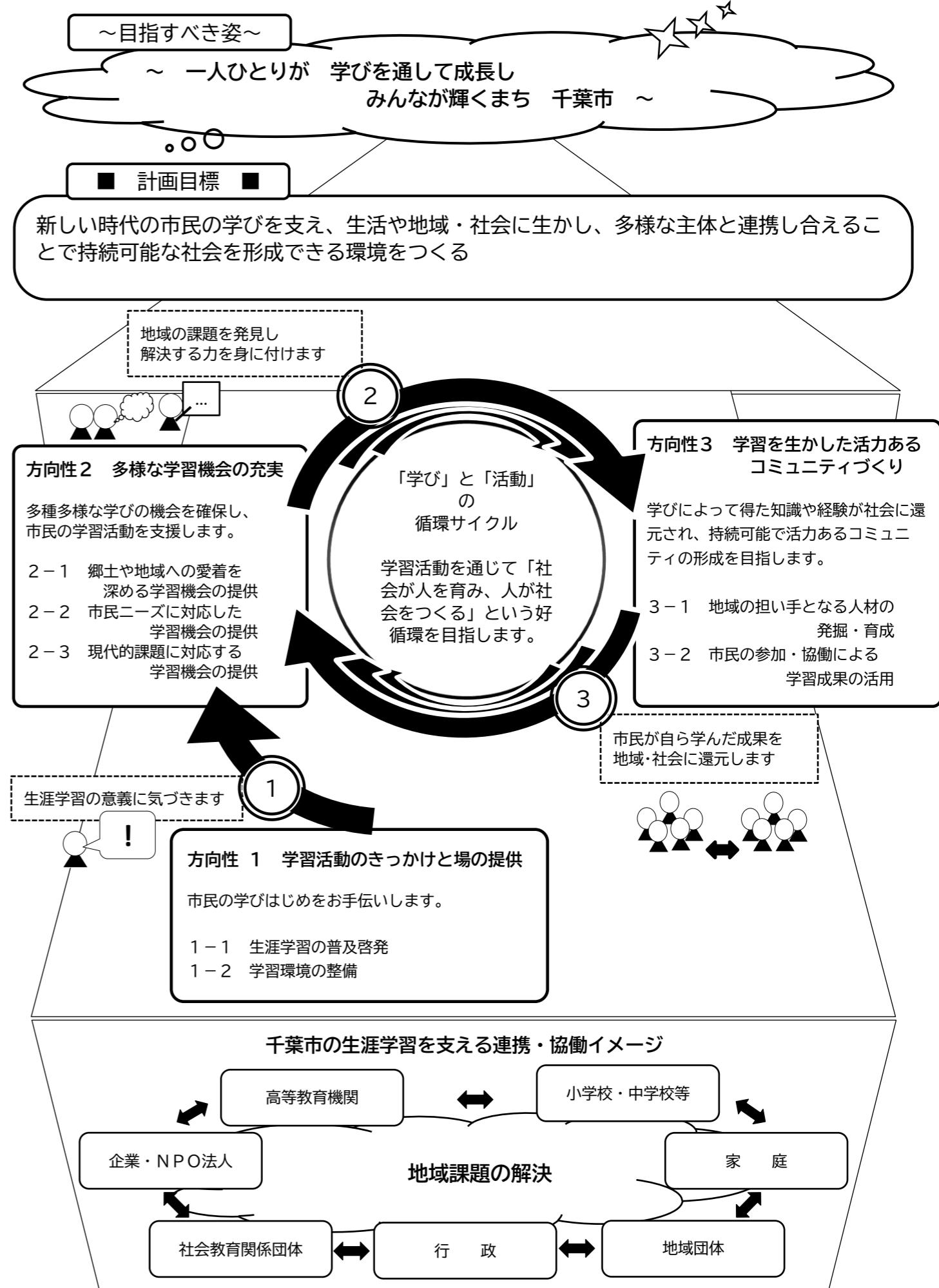
3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項

- (1) 目指すべき姿の達成状況を適切に把握・評価できる成果指標を検討します。
- (2) 学びはじめから学習活動を経て、学習成果の活用によるコミュニティづくりが実現できる環境づくりを継承します。
- (3) 講座に参加する形態だけでなく、個人でインターネットを活用し調べる形態も学習といえます。
- (4) 子どもや若者が地域の課題解決に主体的にかかわることは、よりよい社会を創るうえで重要です。
- (5) 学びの活動と、地域をつないでコーディネートする人材が重要です。
- (6) 高齢者や障害者も、必要な時に必要な学びを通じ成長し活動することが求められます。
- (7) 「オンライン」だけでなく「対面による学び」の組み合わせで、学びが更に豊かなものになります。
- (8) 「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要です。
- (9) SDGsを踏まえた取組を進め、持続可能な社会の実現に向けた取組への理解の浸透を図ります。

5 第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像 [P132]

計画の性格については、生涯学習の目指すべき目標・施策展開の方向性を定めた基本計画部分と、それを実現するための基本施策・具体的な事業を定めた実施計画部分の二つの要素を持った計画とします。

目標、3つの施策展開の方向性、7つの基本施策は右図のとおりで、目標の実現を目指します。



第2章 第6次千葉市生涯学習推進計画

各 論

